



平成26年4月14日
国土交通省中部地方整備局
木曾川下流河川事務所

お知らせ

1. 件名 **重点的撤去区域の公示をしました**
2. 範囲 海津市海津町油島地先（治水神社から大江樋門付近）
[一級河川木曾川水系揖斐川左岸 13.6～14.6 km付近]
3. 概要 国土交通省木曾川下流河川事務所では、木曾三川下流部において河川法の許可を得ず河川区域内に係留している船舶（いわゆる不法係留船）の対策を進めています。
「木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書（平成23年6月22日策定）」に基づき、揖斐川左岸 13.6～14.6 km付近を「重点的撤去区域」に定めていることを公示し、平成26年度から平成27年度にかけて、この区域に係留している不法係留船舶に対し、強制的な撤去措置を実施していきます。
4. 配付資料 公示（重点的撤去区域）
5. 解 禁 指定なし
8. 配布先 桑名市政記者クラブ、大垣市政・経済記者クラブ、津島記者会

問い合わせ先

国土交通省中部地方整備局 木曾川下流河川事務所
占用調整課長 三宅 由枝 TEL：0594-24-5718
保全対策官 林 孝治

詳細は、木曾川下流河川事務所ホームページ
<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/> をご覧下さい。

公 示

「木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書」において「重点的撤去区域」を次のように定めているので公示する。

関係図書は、木曾川下流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年4月14日

国土交通省中部地方整備局長

1. 河川名

一級河川木曾川水系 揖斐川

2. 重点撤去区域の範囲

海津市海津町油島地先（治水神社から大江樋門付近）

揖斐川左岸13.6k付近から14.6K付近

3. 設定時期

平成23年6月22日

4. 強制的な撤去指導措置に関すること

河川管理者が個別に通知する期限までに不法係留船（係留施設を含む）を自主的に河川区域外へ撤去又は、適法な保留・保管場所に移動させない場合は、法律に基づき河川管理者において強制的に撤去する。

重点的撤去区域

【平成26年度から平成27年度】油島地先(治水神社から大江樋門付近)
揖斐川 左岸 13.6k~14.6k付近

